

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 9 月 4 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICE の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙 1～11 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号のイ～ハ、別紙 12～18 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑰及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

⑰ ツグタウン tugu.town 黒崎実行委員会

- ・黒崎 10 号線、熊手 5 号線 (カムズ通り：別紙 17)

⑱ 黒崎コミュニティ

- ・黒崎 36 号線 (黒崎駅ペDESTリアンデッキ：別紙 18)

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者(設立の日以後 5 年を経過していないもの)が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

⑳ ドレミング株式会社 (福岡市中央区、平成 27 年 6 月 24 日設立)

(13) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業実施法人の所得に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 3 に規定する課税の特例措置活用事業)

① 可視光通信受光器解析システム等の開発事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 法人の所得に対する課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

高度な可視光通信受光器解析システム等を開発することによって、長距離通信を実用化させ、電波通信より低電力で、かつ、有線通信より安価に、大容量の通信を可能とする無線通信システムを実現する。

b) 当該事業が行われる区域 福岡市中央区大名 2-6-11

(FUKUOKA growth next)

c) 当該事業の実施期間 平成 29 年から実施

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 11 条の 2 第 2 号ニ(2)

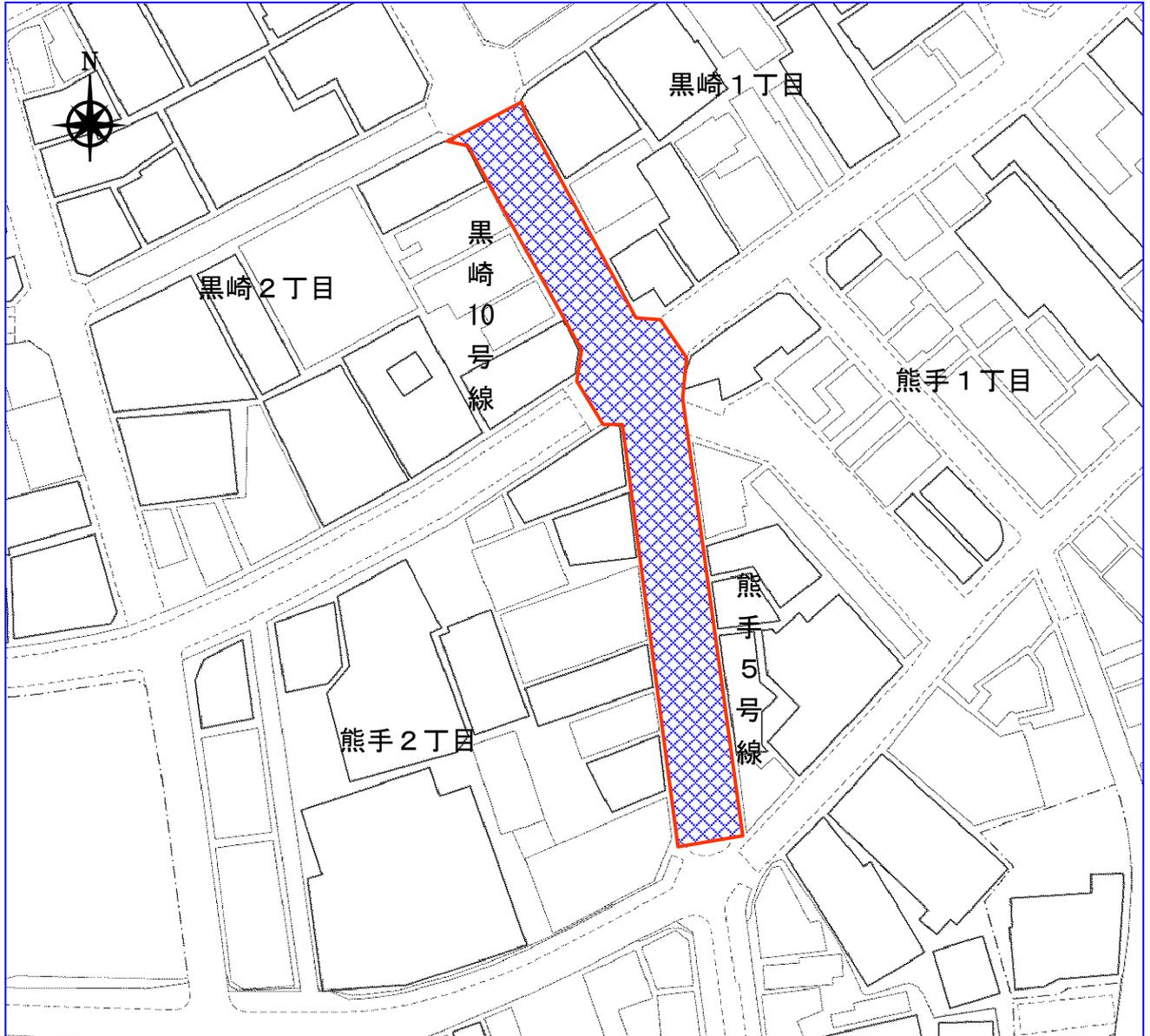
エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業で開発する可視光通信受光器解析システム等は、電波ノイズを受けずに工場における通信の無線化を図り、大容量のデータをセンサで収集、蓄積、分析する「スマート工場」の実現に寄与するため、IoT 分野における我が国の産業の国際競争力の強化に資する取組みと位置づけられる。このような革新的な事業を行う事業者の創出に対する支援は、福岡市・北九州市国家戦略特別区域の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 サウレテクノロジー株式会社 (福岡市中央区)

別紙 1 7 国家戦略道路占用事業の適用区域

黒崎 10 号線、熊手 5 号線（カムズ通り）



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

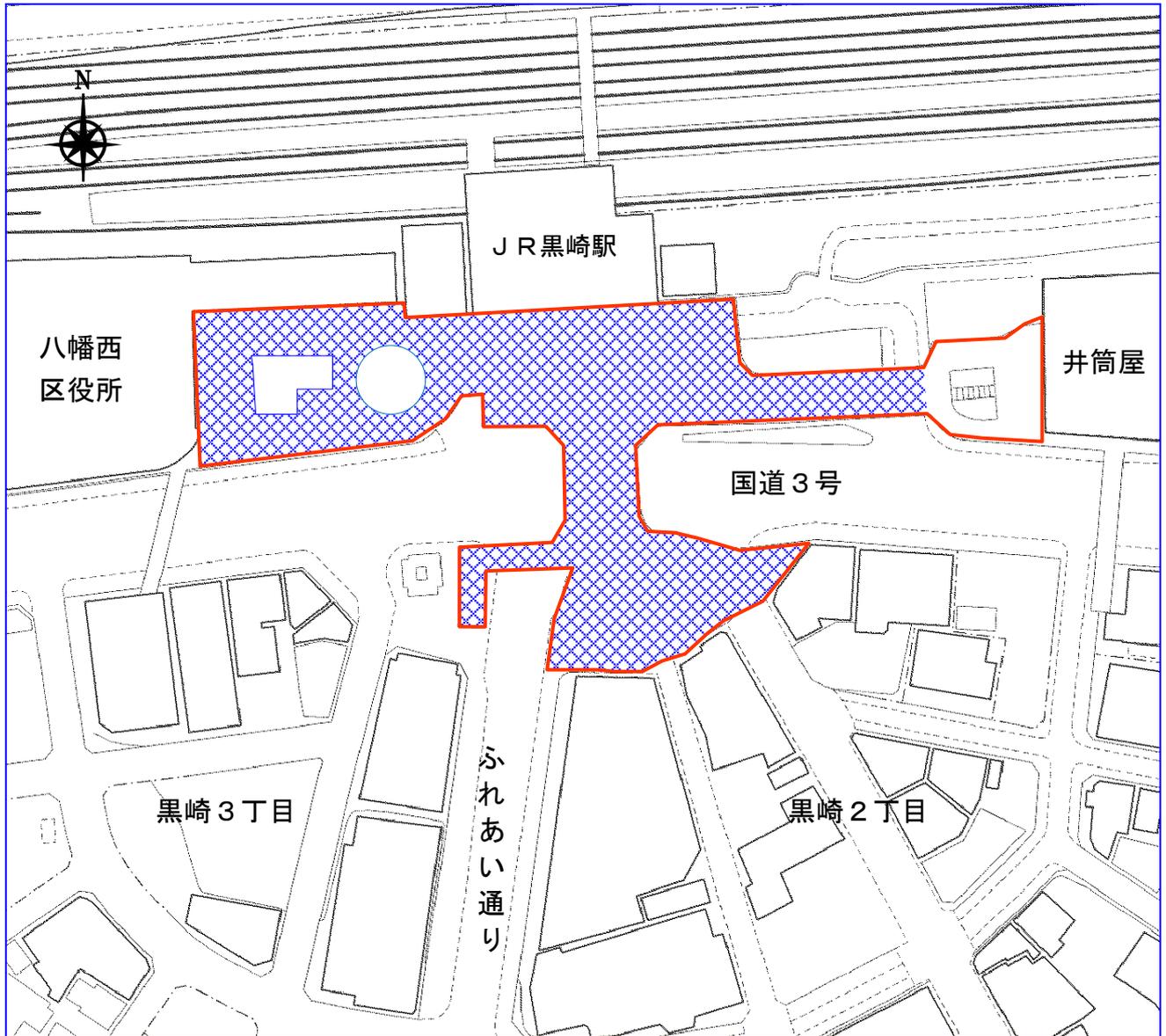
道路部分 

位置図



別紙 1 8 国家戦略道路占用事業の適用区域

黒崎 36 号線（黒崎駅ペDESTリアンデッキ）



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域



道路部分



位置図

